

入札監理小委員会における審議の結果報告

国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更について（案）

日本年金機構の「国民年金保険料収納事業」について契約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 経緯

- 日本年金機構（以下「機構」という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者（滞納者）に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促業務及び実施状況報告業務。
- 現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」の規定に基づき、平成 29 年度開始事業（現在、第 2 期目）及び平成 30 年度開始事業（現在、第 1 期目）を実施しているところである。
- 平成 30 年度の国民年金保険料全体の納付率（年金事務所職員の督促による納付や強制徴収により収納した分を含む）は、現時点で当初の目標を下回っている。
そのため、平成 30 年度下期の取組方針として、督促効果が高いと考えられる、1～6 か月の未納期間を有する者にターゲットを絞った効果的・効率的な納付督促を実施することにより、目標納付率の確実な達成を目指すこととした。
そのために入札実施要項（以下「要項」という。）を変更するもの。

2. 実施要項及び契約変更（案）の内容

（1）変更概要

機構の取り組みと連携した納付率向上の効果をさらに高めるため、督促機会の追加や拡充を行う。なお、この変更に伴う委託費の増加額については、事業者との交渉において決めるものとする。

（2）主な変更箇所

①特別催告状の督促可能期間の拡充

現在、特別催告状送付から指定期限（概ね 2 週間）までの間の納付督促については、事業者ではなく機構（年金事務所）が行う業務としているところ、この期間についても事業者に納付督促させることで、年金事務所の負担の軽減を図る。

②短期間（1 ヶ月～6 ヶ月）未納者への取り組み強化

多くの収納が見込める毎年 11 月から 12 月までは、機構において短期未納者に対して納付書を送付するなどの取組を集中的に実施してきたところであり、11 月及び 12 月を保険料収納強化月間と位置づけ、事業者には、短期未納者に対しての納付督促を強化させることにより、収納対策の効果の向上を実現する。

③ 督促頻度の見直し

○ 変更前

納付督促を滞納者のすべてに対して少なくとも 6 か月ごとの頻度で行う。

○ 変更後

納付督促を滞納者のすべてに対して少なくとも 6 か月ごとの頻度で行うが、6 ヶ月以下の未納月数を有する者に対しては、6 か月を超えるまでは少なくとも 3 か月に一度の頻度で納付督促を行う。

(3) 審議における論点

今般の要項及び契約の変更は、以下の観点から問題の無いものと判断してよいか。

○ 対象公共サービスの改善のため、又はやむを得ない事由によるものか。

- ・ 今回の目標修正は、実施要項第 8 項に定める「本事業の更なる質の向上を図る必要があること」に該当するか。

○ 達成目標の見直しの妥当性

- ・ 要項及び契約の変更による達成目標の見直しは妥当か。

【参考】国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項

8. 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(ク) 委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、上記 3 (2) により契約期間を延長する場合、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更する場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。